

「2023 年度中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」募集要項

中央大学では、災害等による被災地域出身の在学学生に対し学修の機会を保障することを目的として「中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」の募集を行います。

給付を希望する学生は、本募集要項を確認のうえ、期限内に所定の手続を完了するようにしてください。

1.申請資格

次の(1)~(3)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に係る災害救助法が適用された市区町村に家計支持者または学費負担者が居住していたこと(災害発生時点)。
- (2)家計支持者または学費負担者が居住する住家(借家含む)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊(全焼・全流失含む)」・「大規模半壊」であること。
- (3)2023 年度に本学に在学していること(ただし、2023 年度に休学中または休学を予定している学生は除く)。

【注意事項】

- ・「能登半島地震」による本奨学金への申請は、2023 年度もしくは 2024 年度のどちらか一度限りとします。
- ・日本国籍を有していない方は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」(日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類「様式 1」の自由記入欄にその旨を記入してください。)である場合に限って出願できます。

2.給付金額・給付方法

(1)給付金額

2023 年度に納入すべき学費の 1/2 相当額

算定基礎となる学費の対象費目は、次のとおりです。

- 学部：授業料・施設設備費・実験実習料
- 大学院(専門職大学院を除く)：在学料・施設設備費・実験実習料・特別研究指導料
- 専門職大学院：在学料・施設設備費

※学部生の諸会費(学友会費・父母連絡会費・学会費)は免除します。

既に納入されている場合には返還しません。

※国による修学支援新制度(JASSO 給付奨学金・授業料減免)または本学の学費減免と併用する場合は、減免後の金額を給付額の算定基礎とします。そのため、国による修学支援新制度や本学の学費減免との併用状況(次年度以降の遡及を含む)により、本経済援助給付奨学金の返還が発生する場合があります。

※専門職大学院生で学内の給付奨学金を受けている場合には、給付後の金額を算定基礎とします。

※国による修学支援新制度(JASSO 給付奨学金・授業料減免)や、学内外問わず他の奨学金を現在受給している、または、これから申請を予定されている場合は、申請前に奨学課までお知らせください。また、申請後に受給する際も奨学課にお知らせください。

※他の学内奨学金を受給している場合の給付額は、他の奨学金との合計で当該年度に納入すべき学費相当額を限度とします。

(2)給付方法

学費納入状況によって、次のとおりとなります。

※大学院生および専門職大学院生の方は、申請前にお問い合わせください。

①後期分未納の場合：後期分学費に充当します。

②後期分納入済の場合：給付金額を大学より振り込みます。

3.申請方法

※本奨学金申請の際には、「1.申請資格」に記載の(1)～(3)の要件を全て満たすことをよく確認してください。

(1)申請期限

2024年2月15日（木） ※当日消印有効

※上記期限に間に合わない場合、2024年度に引き続き在学する方にかぎり、「2024年度中央大学経済援助給付奨学金(災害による被災者対象)」の募集要項を確認してください（「能登半島地震」による本奨学金への申請は2023年度もしくは2024年度のどちらか一度限りです）。

(2)提出先

「6.お問い合わせ先（受付窓口）」まで、郵送（郵便事故を防ぐため、必ず簡易書留または特定記録でお願いします）または直接お持ちください。

(3)提出書類

提出書類		備考
①	2023年度中央大学経済援助給付奨学金（災害による被災者対象）申請書【様式1】	
②	住民票（謄本）の写し （マイナンバー〔個人番号〕・本籍省略）	家計支持者または学費負担者の属する世帯全員分の情報（続柄を含む）が記載されているものがが必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
③	罹災証明書	コピー可。 被災地の市区町村役場・消防署が発行します。
④	誓約書【様式2】	
⑤	口座振込依頼書【様式3】	

※公的機関発行の証明書（住民票、罹災証明書）については、原則として発行から3カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請期限までに証明書の発行が間に合わない場合には事前に奨学課までご相談ください。

※申請内容により、電話で確認させていただく場合や、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※原則、提出された書類は返却しませんのでご注意ください。

4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人(学生)と家計支持者または学費負担者へ通知します。

5.その他

(1)申請内容や提出書類が事実と異なる場合または退学や休学(半期休学含む)もしくは学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、本給付奨学金の採用を取り消し、給付奨学金等を可及的速やかに一括で返還していただきます。

(2)本年度に他の学内奨学金を受給している方は、「6.お問い合わせ先（受付窓口）」まで申請前にお問い合わせください。

(3)提出された書類および申請書に記入された情報等は奨学金業務または被災支援以外の目的に使用することはありません。

6.お問い合わせ先（受付窓口）

■法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部学生

<お問い合わせ先：学生部事務室奨学課>

TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

平日：10:00～17:00

<書類提出先>

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学多摩キャンパス奨学課

※法学部生は茗荷谷キャンパス1階 Myogadani Student Hubの窓口でも提出可。



■理工・国際情報学部学生

<お問い合わせ先：学生部事務室都心学生生活課>

TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>

平日：10:00～11:30、12:30～17:00

<書類提出先>

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学後楽園キャンパス都心学生生活課



□文系大学院生

<お問い合わせ先：学生部事務室奨学課>

TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>

平日：10:00～17:00

<書類提出先>

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学多摩キャンパス奨学課

※法学研究科生は茗荷谷キャンパス1階 Myogadani Student Hubの窓口でも提出可。



□理工学・国際情報研究科生

<お問い合わせ先：学生部事務室都心学生生活課>

TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>

平日：10:00～11:30、12:30～17:00

<書類提出先>

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学後楽園キャンパス都心学生生活課



□法科大学院生

<問い合わせ：法科大学院事務課>

TEL.03-6261-8531 FAX.03-6261-8604

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26>

平日：10:00～17:00

<書類提出先>

〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台3-11-5 中央大学駿河台キャンパス法科大学院事務課



□戦略経営研究科生

<問い合わせ先：戦略経営研究科事務課>

問い合わせフォーム：<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27>

<書類提出先>

〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台3-11-5 中央大学駿河台キャンパス戦略経営研究科事務課



※窓口時間は時期により異なりますので、詳細はホームページをご確認ください。

以 上